



ミニ ディスクロージャー 2024 こうしん

ー2024 年 9 月末の概要ー

ごあいさつ

組合員の皆様には益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

また、平素より江東信用組合に格別なるご愛顧ご支援を賜り、心より感謝申し上げます。ここに令和6年度上半期の決算概要を纏めましたので、ご高覧頂きたく存じます。

今年度の景況は、コロナ禍を乗り越え、社会経済活動の正常化やインバウンド需要の復活とともに、30年ぶりの高水準の賃上げや企業の投資意欲を反映して、緩やかに回復していると思われます。しかし一方で、信用組合の主な取引先である、中小・小規模事業者においては、原材料やエネルギー高騰によるコスト増に加え、深刻な人手不足、価格転嫁の遅れなどの課題等山積し、厳しい経営環境に置かれています。このような状況下、当組合におきましては、中小企業診断士等の専門家による経営改善、企業再生支援に積極的に取り組み、地域経済の活性化を図って参りますので、今後とも組合員の皆様のご協力、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。



理事長 中村 博保

事業方針

○基本方針

「中小企業等協同組合法」に基づく組合員の相互扶助を目的とした金融機関として、

《お客様を大切にして、各種ニーズにお応えする》ことによって、地域の皆様に必要とされる金融機関を目指します。

○経営方針

1. 経営基盤の強化と安定した収益の確保

- ①効率的店舗運営を実践する
- ②狭域高密度取引の徹底
- ③適正な当期利益の確保
- ④コンプライアンス、リスク管理態勢の充実

2. 地域貢献活動の展開

- ①中小・小規模事業者の再生と活性化への寄与
- ②生活者の生活安定と向上策の提案
- ③地域活性化行事への積極的な参加

3. 人事管理の徹底

- ①人材の育成と活用による態勢整備
- ②適正な人事評価による組織の活性化

2024年9月末の決算概要

〔成長性・効率性〕

(単位：千円)

	令和6年9月末	〈参考〉令和6年3月末
預金積金残高	74,065,202	74,373,249
貸出金残高	37,706,360	38,889,529
役職員一人当り預金積金	805,056	808,404

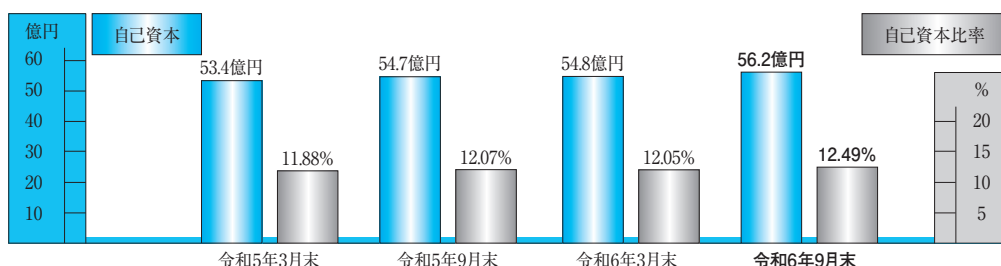
〔収益性・安全性〕

(単位：千円)

	令和6年9月末	〈参考〉令和5年9月末
業 務 純 益	123,202	130,788
実 質 業 務 純 益	123,202	130,788
コ ア 業 務 純 益	123,202	128,737
コ ア 業 務 純 益 (投資信託解約損益を除く。)	123,202	128,737
経 常 利 益	165,195	143,709
当 期 純 利 益	148,612	128,370

★自己資本比率 = $\frac{\text{自己資本総額 } 5,624,872 \text{ 千円}}{\text{リスクアセット総額 } 45,030,317 \text{ 千円}} = 12.49\%$

- ・リスクアセット総額の内訳
- | | |
|--------------------------|---------------|
| 信用リスク・アセット | 42,913,218 千円 |
| オペレーショナルリスク相当額を8%で割って得た額 | 2,117,099 千円 |
- ・当組合の自己資本比率は、健全基準(国内基準では4%以上)を上回る**12.49%**で、**お客様に安心していただける体力を維持**しております。



江東信用組合に対する Q & A

Q 江東信用組合の経営内容をお聞かせ下さい。

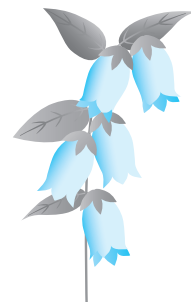
A 地域密着型事業計画の積極的な推進を図り、前年同期と比べて預金積金については0.78%減少、貸出金については3.84%減少しました。

自己資本比率については、健全基準（国内基準では4%以上）を上回る12.49%で、今後も組合員の皆様に安心してお取引いただけるような健全経営に努めます。

主要経営指標の推移

(単位：千円)

区 分	令和5年3月末	令和5年9月末	令和6年3月末	令和6年9月末
経 常 収 益	1,149,234	628,569	1,196,300	658,288
経 常 利 益	136,069	143,709	146,300	165,195
当 期 純 利 益	135,932	128,370	146,057	148,612
預金積金残高	75,192,246	74,650,255	74,373,249	74,065,202
貸 出 金 残 高	39,803,378	39,212,609	38,889,529	37,706,360
有価証券残高	11,600,227	11,621,471	11,726,260	11,153,780
総 資 産 残 高	81,163,495	80,996,887	80,842,670	80,487,110
自己資本総額	5,345,235	5,473,081	5,480,543	5,624,872
自己資本比率	11.88%	12.07%	12.05%	12.49%



Q 不良債権の処理状況を教えてください。

A 当組合は、貸出資産の健全性を維持する為に、毎期積極的に償却・引当処理を実施しておりますが、令和6年9月末の状況は下表の通りです。

保全率とは債権額に対して担保・保証等と貸倒引当金によってカバーされている率をいいます。

不良債権比率は0.09ポイント増加し、破産更正等債権については**100%全額引当済**であり、危険債権については**14.86%**、また要管理債権に対しては引当基準に基づく貸倒実績率による引当金を計上しております。

引続き不良債権の発生防止及び早期処理に努め、金融機関としての「健全性の確保・維持」を目指しております。

協法開示債権(リスク管理債権)及び金融再生法開示債権の保全・引当状況

(単位：千円・%)

区 分		残 高	担保・保証額	貸倒引当金	保 全 率	引 当 率
		(A)	(B)	(C)	(B+C)/(A)	(C)/(A-B)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	令和6年3月末	269,043	240,147	28,897	100.00	100.00
	令和6年9月末	275,325	248,650	26,674	100.00	100.00
危 険 債 権	令和6年3月末	2,627,297	2,112,898	99,315	84.20	19.31
	令和6年9月末	2,563,571	2,119,235	66,024	85.24	14.86
要 管 理 債 権	令和6年3月末	249,098	232,493	3,081	94.57	18.55
	令和6年9月末	245,134	229,906	1,228	94.29	8.06
三月以上延滞債権	令和6年3月末	—	—	—	—	—
	令和6年9月末	—	—	—	—	—
貸出条件緩和債権	令和6年3月末	249,098	232,493	3,081	94.57	18.55
	令和6年9月末	245,134	229,906	1,228	94.29	8.06
小 計	令和6年3月末	3,145,438	2,585,538	131,293	86.37	23.45
	令和6年9月末	3,084,030	2,597,791	93,926	87.28	19.32
正 常 債 権	令和6年3月末	35,781,621				
	令和6年9月末	34,650,679				
合 計	令和6年3月末	38,927,059				
	令和6年9月末	37,734,709				

(注) 令和6年9月末の計数は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則」第4条に規定する各債権のカテゴリーにより分類し、以下の簡便な方法により算出しております。従って、令和6年3月末の計数とは算出方法が異なるため、計数は連続しておりません。

(令和6年9月末の算出方法)

- 債務者区分については原則として令和6年3月末時点における自己査定による債務者区分を基準としております。ただし、4月1日から9月末までに倒産、不渡り等の客観的な事実ならびに内部格付による債務者区分の変更等のあった債務者については、当組合の定める基準に基づく債務者区分見直し後の債務者区分によっております。
- 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」の金額は、債務者区分でいう破綻先及び実質破綻先に該当する債務者に対する債権の合計です。
- 「危険債権」の金額は、債務者区分でいう破綻懸念先に該当する債務者に対する債権の合計です。
- 「要管理債権」とは、「三月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金です。
- 「三月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金(2及び3に掲げるものを除く。)です。
- 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金(2、3及び5に掲げるものを除く。)です。
- 「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権(2、3及び4に掲げるものを除く。)です。
- 「担保・保証額」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
- 「貸倒引当金」には、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。
- 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「正常債権」が対象となる債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)です。

不良債権比率の推移

令和5年3月末	令和5年9月末	令和6年3月末	令和6年9月末
7.91%	7.76%	8.08%	8.17%

Q 有価証券の時価情報を教えてください。

A 評価損については、決算時の当組合査定基準に基づいて算出された数値であり、満期時には円100%で額面金額通り償還されるもので、元本割れの心配はありません。

◎満期保有目的の債券で時価のあるもの

(単位：百万円)

	種 類	令和6年9月末			〈参考〉令和6年3月末		
		貸借対照表計上額	時 価	差 額	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国 債	99	101	1	400	405	5
	地 方 債	—	—	—	—	—	—
	短 期 社 債	—	—	—	—	—	—
	社 債	—	—	—	100	100	0
	そ の 他	400	406	6	400	402	2
	小 計	499	508	8	900	908	8
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国 債	—	—	—	—	—	—
	地 方 債	—	—	—	—	—	—
	短 期 社 債	—	—	—	—	—	—
	社 債	—	—	—	—	—	—
	そ の 他	—	—	—	—	—	—
	小 計	—	—	—	—	—	—
合 計		499	508	8	900	908	8

(注) 1. 時価は、当事業年度末における市場価格等に基づいております。 2. 上記の「その他」は、外国証券です。
3. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表には含めておりません。

◎その他有価証券で時価のあるもの

(単位：百万円)

	種 類	令和6年9月末			〈参考〉令和6年3月末		
		貸借対照表計上額	取得原価	差 額	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株 式	1,049	495	554	1,064	495	569
	債 券	1,314	1,299	14	1,323	1,299	24
	国 債	512	499	13	519	499	20
	地 方 債	—	—	—	—	—	—
	短 期 社 債	—	—	—	—	—	—
	社 債	801	800	1	804	800	4
	そ の 他	649	591	57	1,277	1,168	108
	小 計	3,012	2,385	627	3,666	2,963	703
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株 式	—	—	—	—	—	—
	債 券	5,900	6,100	△ 199	5,926	6,100	△ 173
	国 債	—	—	—	—	—	—
	地 方 債	—	—	—	—	—	—
	短 期 社 債	—	—	—	—	—	—
	社 債	5,900	6,100	△ 199	5,926	6,100	△ 173
	そ の 他	1,669	1,829	△ 159	1,162	1,251	△ 89
	小 計	7,570	7,929	△ 359	7,089	7,351	△ 262
合 計		10,582	10,314	267	10,755	10,314	440

(注) 1. 貸借対照表計上額は、当事業年度末における市場価格等に基づいております。 2. 上記の「その他」は、投資信託及びその他証券です。
3. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表には含めておりません。

Q 江東信用組合のご融資先についてお聞かせ下さい。

A 当組合は、小口融資を推進し、業種別では現在次のようにご利用頂いております。

◎貸出金業種別残高・構成比

(単位：千円、%)

業 種 別	令和6年9月末		〈参考〉令和6年3月末	
	金 額	構成比	金 額	構成比
製 造 業	2,022,815	5.4	1,959,602	5.0
農 業、林 業	—	—	—	—
漁 業	—	—	—	—
鉱 業、採 石 業、砂 利 採 取 業	—	—	—	—
建 設 業	1,693,635	4.5	2,752,004	7.1
電 気、ガ ス、熱 供 給、水 道 業	11,072	0.0	12,452	0.0
情 報 通 信 業	68,877	0.2	73,854	0.2
運 輸 業、郵 便 業	542,377	1.4	595,344	1.5
卸 売 業、小 売 業	5,553,106	14.7	6,221,153	16.0
金 融 業、保 険 業	71,540	0.2	32,970	0.1
不 動 産 業	14,620,744	38.8	14,197,205	36.5
物 品 賃 貸 業	40,023	0.1	45,730	0.1
学 術 研 究、専 門・技 術 サ ー ビ ス 業	187,849	0.5	216,876	0.6
宿 泊 業	—	—	—	—
飲 食 業	1,047,049	2.8	1,103,654	2.8
生 活 関 連 サ ー ビ ス 業、娯 楽 業	148,304	0.4	245,651	0.6
教 育、学 習 支 援 業	58,079	0.2	64,182	0.2
医 療、福 祉	143,675	0.4	208,771	0.5
そ の 他 の サ ー ビ ス	1,148,841	3.0	1,143,707	2.9
そ の 他 の 産 業	56,554	0.1	58,209	0.1
小 計	27,414,546	72.7	28,931,370	74.4
国・地 方 公 共 団 体 等	—	—	—	—
個 人 (住 宅・消 費・納 税 資 金 等)	10,291,813	27.3	9,958,158	25.6
合 計	37,706,360	100.0	38,889,529	100.0

貸借対照表

(単位：千円)

[illegible]

科目 (負債の部)	金 令和6年9月末	額 〈参考〉令和6年3月末
預金積金	74,065,202	74,373,249
当座預金	1,450,225	1,579,572
普通預金	33,163,695	32,907,791
貯蓄預金	1,013,561	1,156,539
通知預金	6,500	6,500
定期預金	34,946,751	35,464,204
定期積金	2,860,863	3,006,551
その他の預金	623,604	252,090
譲渡性預金	—	—
借入金	—	—
借入金	—	—
当座借越	—	—
再割引手形	—	—
売渡手形	—	—
コールマネー	—	—
売現先勘定	—	—
債券貸借取引受入担保金	—	—
コマーシャル・ペーパー	—	—
外国為替	—	—
外国他店預り	—	—
外国他店借	—	—
売渡外国為替	—	—
未払外国為替	—	—
その他の負債	270,817	277,504
未決済為替借	11,429	14,997
未払費用	9,352	14,369
給付補填備金	1,100	1,203
未払法人税等	1,010	1,010
前受収益	51,990	48,566
払戻未済金	—	5,465
職員預り金	65,083	65,550
先物取引受入証拠金	—	—
先物取引差金勘定	—	—
借入商品債券	—	—
借入有価証券	—	—
売付商品債券	—	—
売付債券	—	—
金融派生商品	—	—
リース債務	49,589	49,589
資産除去債務	—	—
その他の負債	81,261	76,750
賞与引当金	30,372	26,983
役員賞与引当金	11,953	11,953
退職給付引当金	129,899	134,703
役員退職慰労引当金	72,796	81,134
睡眠預金払戻損失引当金	169	169
その他の引当金	10,321	10,321
特別法上の引当金	—	—
金融商品取引責任準備金	—	—
繰延税金負債	69,445	116,928
再評価に係る繰延税金負債	—	—
債務保証	2,144	2,438
負債の部合計	74,663,123	75,035,385
(純資産の部)		
出資金	261,472	260,011
普通出資金	261,472	260,011
優先出資金	—	—
その他の出資金	—	—
優先出資申込証拠金	—	—
資本剰余金	—	—
資本準備金	—	—
その他資本剰余金	—	—
利益剰余金	5,358,422	5,217,726
利益準備金	272,317	272,317
その他利益剰余金	5,086,105	4,945,408
特別積立金	3,830,000	3,830,000
(うち経営強化積立金)	(320,000)	(320,000)
(うち固定資産圧縮特別勘定積立金)	(11,251)	(11,251)
当期末処分剰余金	1,256,105	1,115,408
組合員勘定合計	5,619,895	5,477,737
その他有価証券評価差額金	204,092	329,547
評価・換算差額等合計	204,092	329,547
純資産の部合計	5,823,987	5,807,285
負債及び純資産の部合計	80,487,110	80,842,670

(注)各計数は、単位未満を切り捨てて表示していますので、合計が一致しない場合があります。

損 益 計 算 書

(単位：千円)

科 目	令和6年9月末	〈参考〉令和6年3月末
経 常 収 益	658,288	1,196,300
資 金 運 用 収 益	553,376	1,055,072
貸 出 金 利 息	398,397	789,125
預 け 金 利 息	19,701	31,068
買入手形利息	—	—
コールローン利息	—	—
買 現 先 利 息	—	—
債券貸借取引受入利息	—	—
有価証券利息配当金	110,277	202,390
金利スワップ受入利息	—	—
その他の受入利息	25,000	32,488
役 務 取 引 等 収 益	60,319	124,212
受入為替手数料	10,800	21,623
その他の役務収益	49,513	102,589
そ の 他 業 務 収 益	2,577	15,563
外国為替売買益	—	—
商品有価証券売買益	—	—
国債等債券売却益	—	—
国債等債券償還益	—	2,050
金融派生商品収益	—	—
その他の業務収益	2,577	13,513
そ の 他 経 常 収 益	42,014	1,451
貸倒引当金戻入益	41,257	—
償却債権取立益	757	643
株式等売却益	—	—
金銭の信託運用益	—	—
その他の経常収益	—	808
経 常 費 用	493,093	1,049,999
資 金 調 達 費 用	8,277	15,951
預 金 利 息	7,606	14,588
給付補填備金繰入額	341	699
譲渡性預金利息	—	—
借 用 金 利 息	—	—
売渡手形利息	—	—
コールマネー利息	—	—
売 現 先 利 息	—	—
債券貸借取引支払利息	—	—
コマーシャル・ペーパー利息	—	—
金利スワップ支払利息	—	—
その他の支払利息	329	663
役 務 取 引 等 費 用	9,867	19,198
支払為替手数料	2,602	5,111
その他の役務費用	7,264	14,087
そ の 他 業 務 費 用	49	247
外国為替売買損	—	—
商品有価証券売買損	—	—
国債等債券売却損	—	—
国債等債券償還損	—	—
国債等債券償却	—	—
金融派生商品費用	—	—
その他の業務費用	49	247
経 費	474,876	946,150
人 件 費	295,917	565,043
物 件 費	156,214	332,234
税 金	22,744	48,872
そ の 他 経 常 費 用	22	68,451
貸倒引当金繰入額	—	68,075
貸 出 金 償 却	—	—
株式等売却損	—	—
株 式 等 償 却	—	—
金銭の信託運用損	—	—
その他資産償却	—	28
その他の経常費用	22	347
経 常 利 益	165,195	146,300

科 目	令和6年9月末	〈参考〉令和6年3月末
特 別 利 益	—	—
固 定 資 産 処 分 益	—	—
負ののれん発生益	—	—
金融商品取引責任準備金取崩額	—	—
その他の特別利益	—	—
特 別 損 失	252	0
固 定 資 産 処 分 損	252	0
減 損 損 失	—	—
金融商品取引責任準備金繰入額	—	—
その他の特別損失	—	—
税引前当期純利益	164,943	146,300
法人税、住民税及び事業税	16,819	1,010
法 人 税 等 調 整 額	△ 488	△ 767
法 人 税 等 合 計	16,331	242
当 期 純 利 益	148,612	146,057
繰越金(当期首残高)	1,107,492	969,350
積 立 金 取 崩 額	—	—
当期末処分剰余金	1,256,105	1,115,408



(注) 各計数は、単位未満を切り捨てて表示していますので、合計が一致しない場合があります。

地域密着型金融の推進について

1. 地域密着型金融の当組合の基本方針

当組合では、地域密着型金融の必要性の基本的考え方のもとに下記のビジネスモデルを構築し、推進委員会を中心に取り組みを推進しております。

- ①ライフサイクルに応じた取引先企業への支援強化
- ②事業価値を見極める融資をはじめ、中小企業に適した資金供給手法の徹底
- ③地域の情報集積を活用した持続可能な地域経済への貢献

2. 地域密着型金融の推進体制

①ライフサイクルに応じた取引先企業への支援強化

(1)既存先企業への支援 …… 「こうしん企業支援プラン」プロジェクト・事業承継支援等

「こうしん企業支援プラン」活用による専門家の支援事例

- ①A社・B社 …… 各事業部門の収益力調査を実施し、収益の悪い部門を縮小することで収益力のアップが実現され営業利益の改善を図ることが出来ました。
- ②C社 …… 従来現場の作業を機械処理に依存してきたが、手作業と機械作業の実際に要した時間を計測し比較した結果、手作業処理の効率が良いことが証明され手作業処理を採用しました。また取扱商品の値引きの防止を行うことで営業利益の改善を図ることが出来ました。
- ③D社 …… 現場作業員各人の仕事量と収益の分析を行い、その結果から作業の多能化と平準化を行うことにより仕事量のバラつき改善へと繋げることが出来ました。また作業の進捗状況をボード利用による「見える化」をすることでムダ削減による効率化も図られ、結果として収益の改善に繋げることが出来ました。
- ④E社 …… 従業員への営業力向上指導、及び原価意識向上の改革、そして徹底した経費の見直しを図ることにより売上の増加と営業利益の改善を図ることが出来ました。

(2)創業・新規事業への支援 …… 創業支援・新規事業支援

②事業価値を見極める融資をはじめ、中小企業に適した資金供給手法の徹底

- (1)事業価値を見極める融資 …… 無担保・無保証融資、債権譲渡担保融資
- (2)その他 …… ABL(動産担保融資)

③地域の情報集積を活用した持続可能な地域経済への貢献

- (1)地域活性化につながる多様なサービスの提供 …… 消費者ローン問題、コミュニティ・ビジネス等への支援、融資等
- (2)地域の面的再生 …… 地方自治体等との協調融資

3. 地域密着型金融の具体的施策

- ①目利き能力の向上並びに人材の育成
- ②身近な情報提供・経営指導・相談業務の活用
- ③商工会議所、商工会、中小企業団体中央会並びに中小企業活性化協議会等他機関との連携
- ④相談機能を活かした予防策を中心に、目的別ローンなども活用した多重債務者問題解決への一定の役割発揮
具体的には：資金繰り計画表作成サポート等

地域貢献活動の状況

1. 融資を通じての地域貢献

「制度融資残高(保証協会付)」の取扱い 令和6年9月末現在 712件 5,408百万円
(うち、責任共有制度 219件 1,827百万円)

2. 文化的・社会的貢献に関する活動

- ①平成5年、創立40周年を機会に公益信託「江東信用組合奨学基金」を設立しました。
現在、毎年1学年2名の大学生に返還不要の奨学金を提供しております。
- ②「経済講演会」や「江信協力会」主催による経営に関する勉強会を実施しております。
- ③営業店毎に社会貢献活動を計画し、地域清掃活動・献血運動・社会福祉団体への寄付等を実施しております。
また、営業店毎に地域の催し物・お祭り・諸行事に積極的に参加し、地域の皆様とのコミュニケーションを図っております。

3. 東京都立産業技術研究センターとの業務連携

一企業支援業務の連携・協働により地域産業の活性化を推進一

平成24年6月6日(水)より地方独立行政法人東京都立産業技術研究センターと業務連携に関する協定を締結しております。企業等の支援に関する業務を連携・協働して実施することにより、地域産業の活性化を図ることを目的としています。

連携・協働して行う事業

- | | | |
|------------------|---------|-----------------|
| ①企業等の技術力・製品開発の向上 | ④技術経営支援 | ⑦施設利用促進 |
| ②産業を支える人材の育成 | ⑤産学公交流 | ⑧その他、協議に基づく連携事業 |
| ③企業等からの相談・問い合わせ | ⑥情報発信 | |

反社会的勢力への対応について

当組合では平成21年7月に反社会的勢力に対する基本方針を策定し、「暴力団排除条項」の普通預金・当座預金及び貸出金における信用組合取引約定書・金銭消費貸借契約書等への記載をしております。

「反社会的勢力に対する基本方針」(平成21年7月17日 制定)

当組合は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断するため、以下のとおり基本方針を定め、これを遵守します。

1. 組織としての対応

当組合は、反社会的勢力による不当要求に対し、対応する職員の安全を確保しつつ組織全体として対応し、迅速な問題解決に努めます。

2. 外部専門機関との連携

当組合は、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、暴力追放運動推進センター、弁護士などの外部専門機関と緊密な連携関係を構築していきます。

3. 取引を含めた関係の遮断

当組合は、信用組合の社会的責任を強く認識するとともに、コンプライアンスを徹底するため、組織全体として反社会的勢力との取引を含めた関係を遮断し、不当要求に対しては断固として拒絶します。

4. 有事における民事と刑事の法的対応

当組合は、反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で対応します。

5. 資金提供、不適切・異例な取引及び便宜供与の禁止

当組合は、いかなる理由があっても、反社会的勢力に対して事案を隠ぺいするための資金提供、不適切・異例な取引及び便宜供与は行いません。

コンプライアンス体制について

当組合では、法令遵守(コンプライアンス)を経営の重要課題として位置付けており、本部・営業店よりコンプライアンス委員を任命し、月例の「**コンプライアンス委員会**」にてコンプライアンス状況の一元管理を実施しております。その進捗状況については、理事会へ報告することで実効性を高めております。また管理職を中心にコンプライアンス・オフィサーの有資格者の拡充をコンプライアンス・プログラムに掲げております。

また、全役職員にコンプライアンス・マニュアルの配布およびコンプライアンスの徹底状況や問題案件については、部室店のコンプライアンス委員がその内容を把握し、共通認識として相互牽制が図れる体制としております。

中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取り組み状況

当組合の社会的貢献活動を通じて、質の高いCSR(企業の社会的責任)の実現に向けて、地域社会との「絆」を深め、地元社会の発展に寄与する為に、地域振興・社会福祉事業等への取り組みを推進し、地元地域の一員として積極的に社会貢献に努めてまいります。

1. 「経営革新等支援機関」としての認定

中小・小規模事業者の新たな事業活動の促進に関する法律の改正に伴い、中小・小規模事業者に対して専門性の高い支援事業を行う経営革新等支援機関を認定する制度が創設され、当組合は、平成25年4月26日付で経営革新等支援機関に認定されました。

2. 「中小企業金融円滑化法の期限到来」と「経営改善支援」の取り組みについて

当組合は、中小企業金融円滑化法終了後の対応について、従前と変わらぬ取り組みで臨み、役職員に対し周知徹底を行っています。

経営改善支援についても、平成20年5月に「こうしん企業支援プラン」プロジェクトを立上げ、中小企業診断士等の専門家と個別契約を締結して、当組合の融資取引先へ経営改善計画書の策定や経営改善のアドバイス等の指導・支援に取り組んでいます。

従来と同様に貸付条件の変更等や円滑な資金供給を迅速に努めてまいります。融資取引先が抱える様々な経営課題の解決に向け、これまで以上に積極的にコンサルティング機能強化を図り取り組んでまいります。

3. ビジネス・マッチングや動産担保融資(当組合独自のABL)等の支援

当組合では、地域の活性化の一環として、江信協会の会員を対象に「江信協力会事業先ガイドブック」を発刊し、組合員ネット化プロジェクトを立上げ、更なるビジネス・マッチングの推進に取り組んでいます。

また、当組合独自のABL(アセット・ベースト・レンディング)商品を企画し、現在豊洲支店の仲卸業者を対象に取り組んでおります。

マネー・ローンダリング及びテロ資金供与等防止のための取組

当組合は、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与等を防止するため、経営陣の主導的な関与の下、経営の最重要課題の一つとして次の各号の取組みを行っています。

- (1) 当組合は、自らが提供する商品・サービス、取引形態、取引に係る国・地域や顧客属性等に応じたマネロン等リスクを特定、評価、類型化したうえで、当該リスクについて、当組合のリスク許容度の範囲内に実効的に低減するための措置(リスクベース・アプローチ)を講じています。
- (2) 当組合は、マネロン・テロ資金供与対策を適切に実施するために、組合内横断的なリスク管理態勢を構築しています。
- (3) 当組合は、マネロン・テロ資金供与対策の実効性を確保するため、当組合の業務分野、営業地域及びマネロン・テロ資金供与に関する動向等を評価し、これを踏まえて、方針・手続・計画等を整備しています。
- (4) 前号の方針・手続・計画等は、不断に検証し、マネロン等リスクの変化やマネロン・テロ資金供与対策への新たな課題が認められた場合には見直しを行っています。

苦情処理措置・紛争解決措置の対応について

●苦情処理措置

ご契約内容や商品に関する苦情等は、お取引のある営業店または総務部にお申し出ください。

【江東信用組合 総務部】

受付日：月曜日～金曜日(祝日および組合の休業日は除く)

受付時間：午前9時～午後5時

電話：03-3631-8180

なお、苦情等対応手続については、別途リーフレットを用意しておりますのでお申し付けいただくか、当信用組合ホームページをご覧ください。

ホームページアドレス <https://www.koutou.shinkumi.jp/>

保険業務に関する苦情は下記機関でも受け付けております。

一般社団法人生命保険協会 生命保険相談所 (電話：03-3286-2648)

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター (電話：0570-022808)

●紛争解決措置

東京弁護士会 紛争解決センター (電話：03-3581-0031)、

第一東京弁護士会 仲裁センター (電話：03-3595-8588)、

第二東京弁護士会 仲裁センター (電話：03-3581-2249)

で紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客さまは、上記 当組合総務部またはしんくみ相談所にお申し出ください。また、お客さまから各弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。なお、前記東京・第一東京・第二東京弁護士会の各仲裁センターは、東京都以外の各地のお客さまもご利用いただけます。

仲裁センター等では、東京以外の地域の方々からの申立について、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で手続きを進める方法もあります。

① 移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管する。

② 現地調停：東京の弁護士会の幹旋人と東京以外の弁護士会の幹旋人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当たる。

※移管調停、現地調停は全国の弁護士会で実施している訳ではありませんのでご注意ください。

具体的内容は仲裁センター等にご照会ください。

【一般社団法人 全国信用組合中央協会 しんくみ相談所】

受付日：月曜日～金曜日(祝日および協会の休業日は除く)

受付時間：午前9時～午後5時

電話：03-3567-2456

サポートサービスについて

「こうしん企業支援プラン」プロジェクト サポートサービス展開中

当組合では、「地域密着型金融」推進の観点から取引先企業・事業者の皆様を対象に「経営相談・支援機能」の強化を図るために、平成20年5月に「こうしん企業支援プラン」プロジェクトを立上げ、中小企業診断士等の専門家と個別契約を締結し、豊富な知識・経験・人的ネットワーク等を活かし経営資源である「人」「物」「金」「IT(情報)」を有効に活用して取引先企業・事業者の皆様に対して幅広い事業の改善支援活動に取り組む当組合独自のサポートサービスを展開しております。(原則、一年間当組合が費用を負担します。)

尚、当組合は、融資取引先の経営実態を理解して更なる深耕を図りながら、当組合の理念・使命に基づき融資取引先との相互信頼関係の構築化と継続した経営支援を行なうことで、営業地域内の融資取引先の育成・発展に貢献できることを目的に取り組んでいる制度です。

つきましては、「こうしん企業支援プラン」プロジェクトのご支援を希望される融資取引先は、ご遠慮なく当組合の渉外担当者・営業店窓口担当者にご相談ください。

店舗一覧表（事務所の名称・所在地）

店 名	住 所	電 話	ATM
本 部	〒135-0002 江東区住吉2-6-8	Tel(3631)8180(代表)	
本 店	〒135-0002 江東区住吉2-6-8	Tel(3631)8187(代表)	2台
本店砂町出張所	〒136-0073 江東区北砂3-1-14-101	Tel(3615)1731(代表)	1台
洲 崎 支 店	〒135-0016 江東区東陽3-19-9	Tel(3647)1751(代表)	2台
江戸川支店	〒132-0033 江戸川区東小松川4-53-10	Tel(3654)8101(代表)	1台
上 野 支 店	〒110-0016 台東区台東4-29-8	Tel(3833)9111(代表)	1台
綾 瀬 支 店	〒120-0005 足立区綾瀬3-16-4	Tel(3605)4111(代表)	1台
森 下 支 店	〒135-0004 江東区森下2-23-2	Tel(3634)3921(代表)	1台
豊 洲 支 店	〒135-0061 江東区豊洲6-6-1	Tel(6633)0351(代表)	1台

ホームページアドレス <https://www.koutou.shinkumi.jp/>

